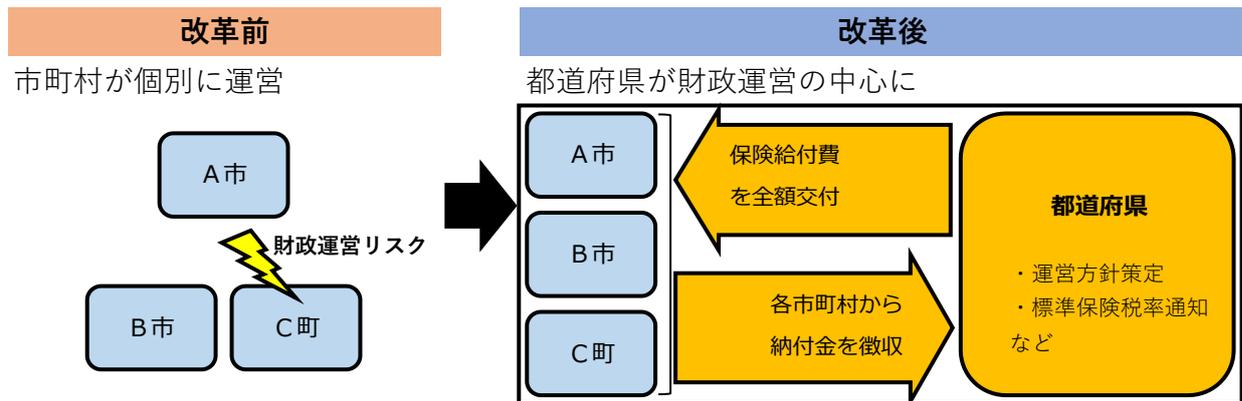


令和7年度富士見市国民健康保険の財政運営について

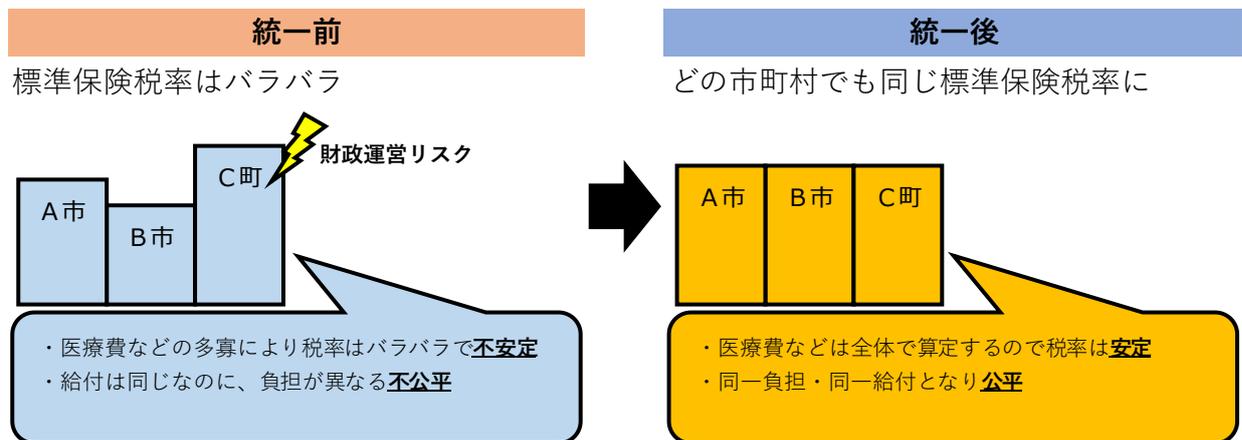
1 国民健康保険の財政運営について

- 国民健康保険（国保）財政の安定化のために、国は平成30年度に財政運営の中心を市町村から都道府県に変更しました（都道府県化）。
- ➔ 保険給付費は都道府県から市町村に全額交付され、市町村は必要な費用（納付金）を都道府県に支払うことになりました。
- ➔ 都道府県は、国保の安定的な財政運営に向けた指針（運営方針）を定め、市町村の保険税率の標準を示すこととなりました（標準保険税率）。



2 さらに国保財政の安定化に向けて

- 国は全国の保険税水準を都道府県単位で統一することを目指しています。

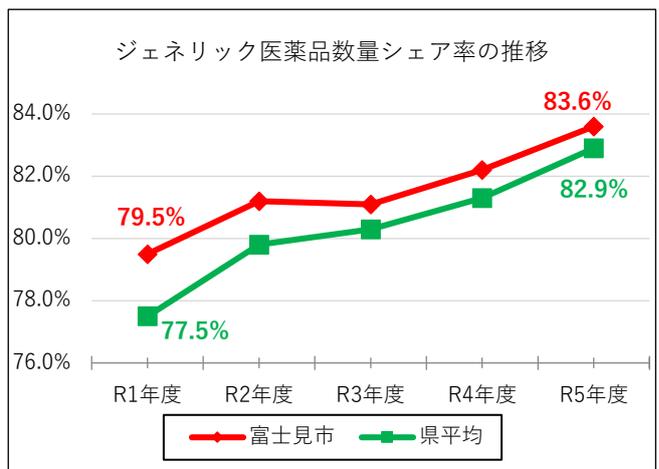
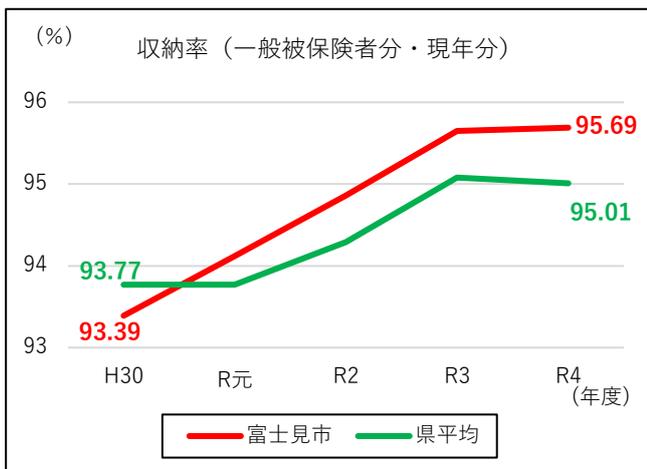


- ➔ 埼玉県は令和9年度の準統一（収納率以外を統一）を定めており、県内各市町村は令和9年度に埼玉県が提示する標準保険税率と同じ税率を設定する必要があります。
- ➔ 埼玉県は準統一に向けた参考資料として、令和9年度標準保険税率の試算を行いました。現在の富士見市の税率と大きな隔たりがあります。

▶ 令和9年度の準統一を見据えて、令和7年度から段階的に税率改定を行う必要があります。※税率改定を行わない場合、令和9年度に税率を急上昇させることとなります。

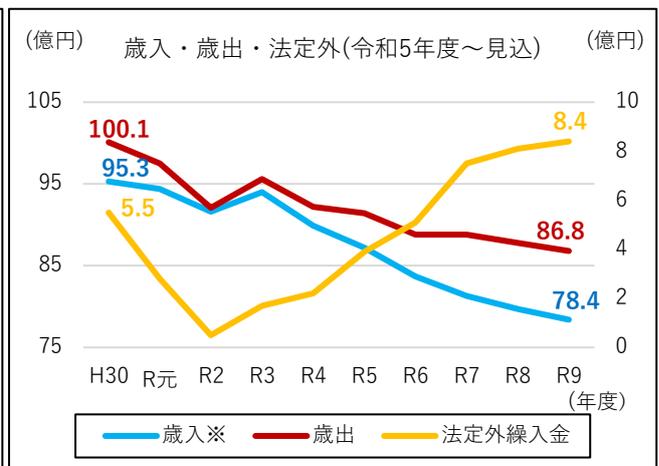
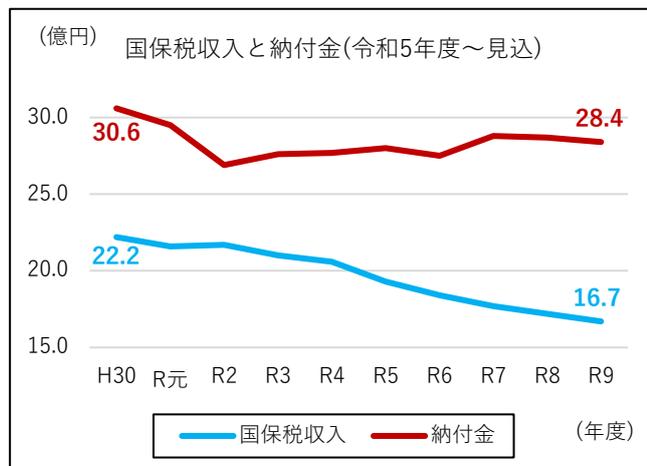
3 本市の財政健全化の取組

- 本市では財政健全化のために、以下のような取組に力を入れてきました。
- ➔ 収納率向上による国保税収入の増加
(口座振替率の向上等)
- ➔ 医療費適正化による納付金の減少
(ジェネリック医薬品普及啓発・特定健診受診勧奨・糖尿病重症化予防事業・スマホ de ドック・柔道整復施術療養費支給申請書点検業務等)
- ➔ 事業の取組状況に応じてもらえる交付金の活用
(保険者努力支援制度・都道府県繰入金(2号分)の一部)



4 本市の厳しい財政状況

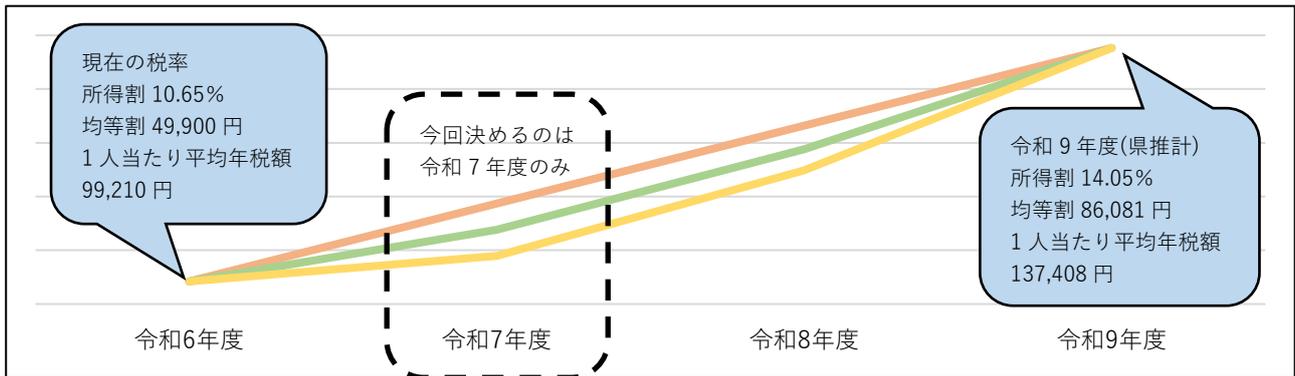
- 被保険者数の減少により国保税収入は減少し続けていますが、1人当たり医療費の増加により納付金は増加しており、赤字補填のための法定外繰入金が増加しています。
- 税率を今のまま据え置いた場合、令和9年度の法定外繰入金は令和5年度の倍以上に膨らむ見通しです (3.9→8.4億円)。



※歳入総額から法定外繰入金と繰越金を除いたもの。

➡ 法定外繰入金は他の制度加入者にとって「保険料の二重払い」に当たり、削減・解消が必要です。財政健全化の取組を継続しつつ、税率改定も行っていく必要があります。

5 税率の考え方



- 案A：増える税率を均等にする案（応能応益割合の激変を考慮せず）

（例えば所得割（現在 10.65%）の場合、1年当たり約 1.13ppt ずつ増やせば令和9年度に 14.05%に到達する）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1人当たり平均年税額	99,210円	112,356円	125,092円	137,408円
増える額	—	+13,146円	+12,736円	+12,316円
増える率	—	+13.25%	+11.34%	+9.85%

- 案B：増える額を均等にする案（応能応益割合を緩やかに変化させる）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1人当たり平均年税額	99,210円	111,943円	124,676円	137,408円
増える額	—	+12,733円	+12,733円	+12,732円
増える率	—	+12.83%	+11.37%	+10.21%

- 案C：増える率を均等にする案（応能応益割合を緩やかに変化させる）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1人当たり平均年税額	99,210円	110,588円	123,271円	137,408円
増える額	—	+11,378円	+12,683円	+14,137円
増える率	—	+11.47%	+11.47%	+11.47%

6 各案の詳細

● 税率

区分 1	区分 2	現行	案 A	案 B	案 C
医療分	所得割率	6.95%	7.40%	7.49%	7.38%
	均等割額	28,300 円	35,300 円	34,300 円	33,900 円
	課税限度額	650,000 円	650,000 円	650,000 円	650,000 円
支援分	所得割率	2.10%	2.41%	2.42%	2.39%
	均等割額	9,000 円	11,800 円	11,500 円	11,300 円
	課税限度額	220,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円
介護分	所得割率	1.60%	1.98%	1.94%	1.91%
	均等割額	12,600 円	14,900 円	14,900 円	14,700 円
	課税限度額	170,000 円	170,000 円	170,000 円	170,000 円
合計	所得割率	10.65%	11.79% (+1.14ppt)	11.85% (+1.2ppt)	11.68% (+1.03ppt)
	均等割額	49,900 円	62,000 円 (+12,100 円)	60,700 円 (+10,800 円)	59,900 円 (+10,000 円)
	課税限度額	1,040,000	1,060,000 円 (+20,000 円)	1,060,000 円 (+20,000 円)	1,060,000 円 (+20,000 円)

※課税限度額は国の現在の水準に追いつくため、支援分を 20,000 円増加させます。

● 応能応益割合

(課税額を応能(所得割)と応益(均等割)にどの程度割り振るかの割合。埼玉県は概ね 53:47 を目指す)

区分 1	区分 2	現行	案 A	案 B	案 C
医療分	応能 : 応益	64.2 : 35.8	60.2 : 39.8	61.1 : 38.9	61.2 : 38.8
支援分	応能 : 応益	63.3 : 36.7	60.0 : 40.0	60.7 : 39.3	60.9 : 39.1
介護分	応能 : 応益	54.1 : 45.9	54.5 : 45.5	54.1 : 45.9	54.1 : 45.9